**諏訪市推せんみやげ品制度について**

**登録要件について**

**①推せん基準について**

次の**いずれか**の要件を満たすことが必要です。

(1)**諏訪市で製造**されること（工芸みやげ品については、製造に係る重要な工程（下記参照）を諏訪市で行っているものに限る）

(2)**諏訪6市町村で生産された本市の特産物として認識されているもの**（下記参照）**を原材料として利用**しているもの

**②登録証の掲示について**

　**店舗、事務所、工場その他の事業場の見やすい場所に掲示**することが必要です。

**③推せんみやげ品であることの明示について**

**次のいずれかの方法により推せんみやげ品である事を明示することが必要**です。

(1)推せん証票の添付

(2)みやげ品の包装に推せん証票を印刷

⇒見本を添えて申請書を提出する必要があります

(3)店頭広告（POP広告等）により推せんみやげ品であることを明示

**登録した商品は、「諏訪市推せんみやげ品」であることを前面に押し出して頂く**ことになります。**諏訪市推せんみやげ品として宣伝していきたい商品を登録**していただきますようお願いいたします。

**「製造に係る重要な工程」とは**

その製品を形作る上で最も重要な要素となる工程のことを指します。

具体的には、デザインもしくは金型が諏訪市内で作成されていれば対象となります。

**「本市の特産物として認識されているもの」とは**

現在の「本市の特産物として認識されているもの」は、次のとおりです。

マルメロ、上野大根、寒天、清酒、みそ、

諏訪湖産の水産物（わかさぎ、鯉、鮒、えびなど）、氷餅、鹿肉